

第7期介護保険事業計画に記載の内容				実績値と進捗管理	
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標（第7期事業計画での数値目標）	令和2年度実績	課題と対応策
給付適正化	<p>ケアマネジメントについては介護支援専門員によって質の差があり、利用者及び家族から言われるがまま、サービスありきのケアプランが立案されている現状がある。介護支援専門員は、担当者会議や地域ケア会議の場で、計画について根拠ある説明が求められる時代であるため、根拠あるプラン作成が行われるよう支援が必要と考える。介護予防支援に対しては実地指導のみでケアプラン点検が実施できていないため、今後の課題と考えている。また、医療費突合については、国民健康保険や後期高齢者医療保険の入院情報と介護保険給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスとの整合性点検を毎月実施している。また、縦覧点検等についても国民健康保険団体連合会から送付される介護給付適正化システムデータでサービス種類毎の確認を毎月行うことにより介護給付費等の適正化をすすめている。</p> <p>要介護認定調査については、全国一律の方法により客観的かつ正確に行う必要があるため新規及び区分変更申請の認定調査は本組合職員（一部市町職員）により、また、更新申請の認定調査は居宅介護支援事業所等へ委託して行っており、認定調査後結果の点検を全職員で実施している。適正かつ公正な認定調査の運営を図るため定期的に認定調査員研修会、認定審査会委員研修会を開催している。また、住宅改修等の点検については事前申請時に工事見積書・平面図・改修予定箇所写真・改修理由書等の書類審査をケアマネージャー有資格職員中心に行い、必要な場合は利用者の状態・住宅の実態の確認や施工後の現地確認等を行い適正な事業運営に努めている。</p>	<p>ケアプランについては1ヵ月に2事業所（10事例）の点検を継続し、介護支援専門員の「気付き」を促す相互点検を行う。課題整理総括表等を活用し、ケアマネジメントの可視化に努める。</p> <p>介護保険サービス費の医療費突合や縦覧点検等は、今後も毎月継続して実施することによりサービスの適正化に努めている。また、要介護認定調査については、公正な調査が確保されるよう認定調査員研修会、認定審査会委員研修会を開催する。</p> <p>住宅改修についても、ケアマネージャー有資格職員を中心に申請時の入念な書類審査や住宅改修理由書点検等を行うとともに、適正な制度利用を図るために集団指導時に事業者向け説明会を開催する。</p>	<p>【目標】</p> <p>①1ヶ月に2事業所（10事例）のケアプラン点検実施 課題整理総括表の提出を求め、課題分析に基づいた根拠あるケアプランが増加するよう質の向上に努める。</p> <p>②ケアプラン研修会の年1回以上実施</p> <p>③縦覧点検1,377件</p> <p>④医療費突合462件</p> <p>※③④は第7期事業計画での目標値</p> <p>⑤認定調査員研修会、認定審査会委員研修会の年1回以上実施</p> <p>⑥住宅改修事前申請書類等の綿密な点検及び住宅改修制度事業者向け説明会の年1回以上実施</p>	<p>【実績】</p> <p>①ケアプラン点検実績 13件（5事業所）</p> <p>②居宅介護支援事業所を対象のケアプラン点検研修会については未実施。</p> <p>③縦覧点検実績 3,048件</p> <p>④医療費突合実績 717件</p> <p>⑤新規認定調査員研修会（R2.4.17）を実施。</p> <p>⑥住宅改修申請書類等についてはケアマネージャー有資格職員により入念に点検を行った。また、不適切な事例は差し戻して、再申請を依頼する等の指導を行った。</p>	<p>【自己評価結果】</p> <p>× ①ケアプラン点検件数については、目標値である120件には届かなかった。</p> <p>× ②居宅介護支援事業所を対象にケアプラン研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の対応により実施を見送った。</p> <p>○ ③縦覧点検件数は、目標値をクリアすることができた。</p> <p>○ ④医療費突合件数は、目標値をクリアすることができた。</p> <p>△ ⑤認定調査員研修会は新規調査員研修のみ実施し、現任の認定調査員研修及び認定審査会委員研修会については新型コロナウイルス感染症の対応により実施を見送った。</p> <p>○ ⑥申請書類等を入念に点検することにより利用者の心身の状態に応じた適正なサービスを提供することができた。</p> <p>【課題と対応策】</p> <p>①他業務と兼務しているため、実施件数は伸びなかった。今後は業務内容及び職員体制の見直しを行い、実施件数の向上を図る。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の対応のため、集合形式の研修は実施できなかった。今後は、研修方法等を検討し、ケアマネジメントの質の向上に努める。</p> <p>③、④については、今後も継続実施して介護給付費等の適正化を図ることにより、不適切な給付費を削減し、利用者への適切な介護サービスを確保に努めていく。</p> <p>⑤については、今後も定期的に開催して公正な認定調査を確保していく。</p> <p>⑥についても、継続して申請書類等の点検を入念に行い適正な給付を図る。現状はケアマネージャー有資格職員により点検を行っているため、今後は福祉住環境コーディネーター資格者の配置も検討していく。説明会についても年1回以上実施して適正な制度利用を図っていく。</p>